

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程

〔平成 18 年 4 月 1 日
制 定〕

平成 19 年 3 月 30 日改正

平成 19 年 11 月 30 日改正

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 6 月 1 日改正

平成 21 年 11 月 30 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 6 月 30 日改正

平成 22 年 12 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 1 月 1 日改正

平成 26 年 12 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 3 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 12 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 1 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 1 月 1 日改正

令和元年 12 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 12 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）就業規則（平成18年4月1日制定。以下「就業規則」という。）第51条の規定に基づき同規則が適用される職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与に関しては、この規則の定めるところによるほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによるものとする。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- 一 基本給は、俸給とする。
- 二 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第4条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額をその月の17日（以下この項において「支給定日」という。）に、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の支給定日に支給する。ただし、支給定日が独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第4条に定める休日に当たるときは、次の各号に定める日に支給する。

- 一 支給定日が日曜日に当たるとき 支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは支給定日の翌日）
 - 二 支給定日が土曜日に当たるとき 支給定日の前日
 - 三 支給定日が前2号に掲げる休日以外の休日に当たるとき 支給定日の翌日
- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日（以下この項並びに第21条及び第22条において、これらの日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(俸給の決定)

第5条 職員の受ける俸給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、俸給表において定める級及び号俸により決定する。

- 2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。
- 一 一般職俸給表（別表第1）
 - 二 研究職俸給表（別表第2）
 - 三 医療・技術職俸給表（一）（別表第3）
 - 四 医療・技術職俸給表（二）（別表第4）
- 3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

(新たに職員となった者の俸給)

第6条 新たに職員となった者の俸給は、その者の試験、学歴、免許、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の号俸については、別に定めるところによるものとする。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前の直近の人事評価の能力評価及び業績評価の全体評語（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員人事評価の実施に関する規程第11条に規定する全体評語。以下「全体評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間におけるその者の勤務成績を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数は4号俸とすることを、次の各号に定める職員にあつては3号俸とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

一 一般職俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの

二 研究職俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、標準とする号俸数を0号俸とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

(特別の場合の昇給)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、理事長は、特に考慮すべき事由があると認めるときには、前条第2項の規定による昇給をさせることができる。

2 前項の昇給の実施に関し必要な事項は別に定める。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般職9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満 22 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

四 満 60 才以上の父母及び祖父母

五 満 22 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する者として別に定める職員（以下「一般職 8 級職員等」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
 - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の

属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項のただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上職員等が一般職9級以上職員等以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職9級以上職員等以外のものが一般職9級以上職員等となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等以外のものが一般職8級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち次に掲げる職員に支給する。

- 一 部長及びセンター長並びに上席総括研究員
- 二 総括研究員及び課長(別に定める者に限る。)
- 三 総括研究員、主任研究員及び課長並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所組織規則(平成16年3月30日制定。以下この項において「組織規則」という。) 第14条第1項に定める室長(別に定める者に限る。)
- 四 組織規則第14条第1項に定める室長

2 管理職手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分、適用される俸給表及び職務の級に応じて、別表第5に掲げる額とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 I種
- 二 前項第2号に掲げる職員 II種
- 三 前項第3号に掲げる職員 III種
- 四 前項第4号に掲げる職員 IV種

- 3 第1項に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。ただし、第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第21条第1項の場合及び業務上の災害又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 4 第18条の規定は、第1項に規定する職員には適用しない。ただし、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務）における場合については除くものとする。

（地域手当）

第12条 地域手当は、国家公務員の給与を考慮して、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の10を乗じて得た額を支給する。

- 2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第5号。以下「給与法」という。）が適用される職員（以下「給与法適用職員」という。）、特別職に属する国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、地方公務員、又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き職員となった場合（この職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると理事長が認める場合に限る。）において、前項で規定する地域手当の支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、当該採用の日から2年を経過するまでの間、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間は、採用前の支給割合
- 二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間は、採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（初任給調整手当）

第13条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国から貸与された宿舍に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - 二 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）にあっては、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル

ル未満である職員 2, 000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担しかつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）にあつては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額、第1号に定める額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

2 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額

の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別利用料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額

- 3 前項の規定は、給与法適用職員等であつた者から引き続き職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第16条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定め

る基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額、に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（給与の減額）

- 第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第4条に規定する休日（同規程第5条第1項の規定により休日が別に定められた場合は、当該休日に代わる別に定められた休日とし、同規程第6条第1項の規定により休日が振り替えられた場合は、当該休日が振り替えられた日とする。第20条において同じ。）である場合、休暇による場合、就業の禁止による場合、その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合、就業規則第43条及び第45条から第49条までの規定により勤務しない場合を除き、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が一の負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（生理日の就業が著しく困難な場合及び業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）にかかる療養のため、又は疾病にかかる就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。
 - 3 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。
 - 4 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。
 - 5 職員が勤務時間規程第10条の規定により無給となる代休の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

第18条 勤務時間規程第4条第3項に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 所定の勤務日における勤務 100分の125
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程（平成18年4月1日制定。）第3条第1項第2号による継続雇用短時間勤務職員が、所定の勤務日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第19条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の合計額を当該年度における一ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 第11条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第4条に基づく休日（次項において「休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、当該職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）
- 二 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内

において別に定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則（平成18年4月1日施行。以下「平成18年施行附則」という。）第11項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の支給定日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職若しくは失職した場合（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は失職した職員にあっては、退職し、又は失職した日現在。平成18年施行附則第11項第3号において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあっては、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあっては、その額に俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額。）を合計額に加算する。以下次条第2項において同じ。）に100分の120（一般職俸給表7級以上及び研究職俸給表5級以上の職員で管理職手当の区分がI種の者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第23条第1号及び同条第3号から第6号により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けてない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第23条第2号の規定により休職にされている職員をいう。）

ハ 停職者（就業規則第69条第3号の規定により停職にされている職員をいう。）

ニ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成18年4月1日制定。以下「育児休業等規程」という。）により育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ホ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の自己啓発等休業に関する規程（平成20年4月1日制定）による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員

二 基準日前1月以内に退職し、又は失職した職員のうち、次に掲げる職員

イ 就業規則第69条第4号により懲戒解雇された場合

ロ 退職又は失職した日において前号に該当する職員であった場合

ハ 職員が引き続き給与法適用職員等となるために退職した場合（当該機関等が同様の手当の支給において、研究所の職員在職期間を通算することとしている場合に限る。）

三 前2号に規定する以外で次に掲げる職員

イ 基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に就業規則第69条第4号により懲戒解雇された場合

ロ 基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に就業規則第18条により当然解雇された場合

ハ 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）でその退職した日から当該支給定日前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

ニ 次項により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた者

4 支給定日に期末手当を支給されることとなっていた職員で当該支給定日の前日までに退職した者が、退職した日から当該支給定日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に定める略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

二 逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合

5 前4項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成18年施行附則第11項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の人事評価の業績評価及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給定日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職若しくは失職した場合（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、又は失職した職員にあっては、退職し、又は失職した日現在。以下この項及び平成18年施行附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この条において「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、その者の所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職にされている者（第23条第1項の休職者を除く。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

5 前4項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者等の給与)

第23条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合には、その休職又は病気休暇の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされたときは、その休職の期間が満1年（結核性疾患にあつては満2年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が就業規則第23条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

4 職員が就業規則第23条第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（第1項に規定するものと認められるときには給与の全額）を支給することができる。

5 職員が就業規則第23条第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

6 休職者の給与については、第1項から前項に定める給与の他はいかなる給与も支給しない。

(育児休業者等の給与)

第24条 育児休業等規程により育児休業等をする職員の給与については次の各号に定めるとおりとする。

一 育児休業及び介護休業（以下「育児休業等」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

二 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第21条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間内において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第22条第1項に規定するそれぞれの基準日前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 前号イの「これに相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

イ 就業規則第69条第3号による停職

ロ 非常勤職員であった期間（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった場合を除

く。)

四 育児休業等をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

五 職員が部分休業（育児休業等規程第19条に規定する育児部分休業及び同規程第19条の2に規定する介護部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 育児休業等規程による育児短時間勤務をする職員に対する本規程の適用について、本規程に定めるもののうち、俸給、管理職手当、初任給調整手当及び超過勤務手当の取り扱いに関しては、別に定めるところによる。

（自己啓発等休業者の給与）

第24条の2 自己啓発等休業をしている職員には給与を支給しない。

2 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

（任期付職員の給与）

第24条の3 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所任期付職員の就業等に関する規程（平成20年4月1日制定）による任期付職員に対する本規程の適用については、同規程に定めるところによる。

（復職時の調整）

第25条 第24条第1項第4号及び第24条の2第2項に定めるほか、休職していた職員が職務に復帰した場合は、別に定めるところにより、その号俸を調整することができる。

（日割計算）

第26条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、第11条に規定する管理職手当及び第12条に規定する地域手当の支給について準用する。

（端数計算）

第27条 第18条第1項に規定する超過勤務1時間当たりの超過勤務手当の額及び第19条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を

生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第 28 条 この規程により計算した確定金額（前条に規定されるものを除く。）に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第 29 条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第 24 条に基づく労使協定により、職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、労使協定により、別に定める基準に基づき、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(人事交流での出向による職員の給与の調整)

第 30 条 人事交流による国立大学法人等からの出向者の給与について、理事長は、当該出向直前に当人が受けていた給与を勘案し、理事長が必要と認める範囲内において調整を行うことができる。

2 前項の実施に関して必要な事項は別に定める。

3 第 1 項に定める調整は、当該調整を受ける職員が、人事交流による出向者でなくなった場合には適用しない。

(実施に関し必要な事項)

第 31 条 この規程及び関係細則等に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

(この規程により難い場合の措置)

第 32 条 特別の事情によりこの規程によることのできない場合又はこの規程によることが著しく不適切であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(特定の級の切替え)

2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、当該の職員に

ついて、そのいずれの級となるかは理事長が決定する。

(号俸の切替え)

- 3 切替日の前日において改正前の規程における俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその職員が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその職員が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定めるところにより当該期間を決定する職員にあっては、その期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とし、前項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める。

(職務の級における最高の号俸を超える号俸の切替え)

- 4 切替日の前日において、職務の級における最高の号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるところによりこれに準ずるものとした職員の新号俸については、その職員が切替日において職務の級の異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長は別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 この附則第3項から前項までの規定の適用については、職員の属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 7 次の各号に定める職員について、切替日（第3号において切替日以降も含む。）において、その者の受ける俸給月額が切替日の前日に受けていた俸給月額（第2号及び第3号において、切替日の前日に受けていたものとみなされる俸給月額も含む。平成21年12月1日において第4号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に同号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる場合には、平成26年3月31日までの間、別に定めるところにより、その差額に相当する額（この附則第11項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員

二 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合。

三 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第一号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合

四 平成 21 年 12 月 1 日施行附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員 100 分の 99.1

- 8 前項の規定による俸給を支給される職員に関する、第 11 条第 2 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定の適用については、各条文中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程（平成 18 年 4 月 1 日施行）附則第 7 項の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成 22 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例）

- 9 平成 22 年 3 月 31 日までの間における第 8 条第 2 項で規定する昇給の号俸数の適用については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 平成 19 年 1 月 1 日における昇給 別に定めるところによる
- 二 前号に定める昇給日以外における昇給 次の表の第 1 欄に掲げる字句を、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる字句に読み替える。

	第 1 欄	第 2 欄
第 8 条第 2 項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
第 8 条第 3 項	2 号俸	1 号俸

（地域手当に係る経過措置）

- 10 第 12 条に規定する地域手当に関する経過措置については別に定める。

（55 歳を超える職員の給与の抑制措置）

- 11 平成 30 年 3 月 31 日までの間、特定職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額を減ずる。

- 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第 17 条第 2 項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の適用により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下前項及びこの項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下前項及びこの項において「俸給月額減額基礎額」という。））

- 二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（第21条第2項に規定する別表第7の適用を受ける管理又は監督の地位にある職員（以下この号及び次号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第21条第2項別表第8以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項別表第8に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第21条第2項別表第8以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項別表第8に定める割合を乗じて得た額）
- 四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第2項において同じとした第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（第22条第2項において同じとした管理監督職員にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。この項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第2項において同じとした第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に別表第7に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。この項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項に規定する割合を乗じて得た額）
- 五 第23条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第23条第1項 前各号に定める額
- ロ 第23条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第23条第3項 第1号及び第2号に定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 2 3 条第 4 項及び第 5 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6 級
研究職俸給表	5 級

- 1 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。
- 1 3 この附則第 1 1 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 1 7 条及び第 1 8 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 1 9 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を当該年度における 1 ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額に 1 0 0 分の 1. 5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を当該年度における一ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 1 4 この附則第 1 1 項が適用される間、第 2 2 条第 2 項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員でこの附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1. 2 7 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1. 5 7 5）、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1. 4 2 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1. 7 2 5）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給するときは 1 0 0 分の 8 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 0 5）、1 2 月に支給するときは 1 0 0 分の 9 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 1 5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日から施行し、この規程による改正後の職員給与規程の規定は、第 2 2 条第 2 項の規定を除き平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。
（平成 1 9 年 4 月 1 日から施行の日までの間における異動者の号俸）
- 2 平成 1 9 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日にお

ける号俸は、理事長が決定するところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、理事長は、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認める限度において、給与法適用職員の例により、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第21条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第16条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から平成21年11月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで

	2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
研究職俸給表	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
医療・技術職俸給表（一）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
医療・技術職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで

二 平成 2 1 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 4 を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。
（平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第 2 1 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成 2 2 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 1 2 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の平成 1 8 年施行附則第 1 1 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ、同附則第 7 項の規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 2 2 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第16条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から平成22年11月までの月数(同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
研究職俸給表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで
医療・技術職俸給表(一)	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
医療・技術職俸給表(二)	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から80号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の平成18年施行附則第11項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは平成22年12月1日と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもののうち、平成22年1月1日においてこの規程第8条第1項の規定により昇給した職

員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 5 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第20条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、職員の育児短時間勤務に関する細則（平成20年4月1日制定）第3条第1項各号に定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行日）

- 第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

- 第2条 平成24年4月1日において平成18年施行附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び任期付職員就業規程別表第一及び第二に掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第8条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 2 平成25年4月1日において平成18年施行附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 3 平成26年4月1日において平成18年施行附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸

の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 4 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第20条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、国家公務員の例に準じる。

（職員給与の特例について）

- 第3条 職員の給与については、この規程に定めるもののほか、必要に応じ別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第5条、第13条及び第15条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（平成27年1月1日における昇給に関する特例）

- 2 平成27年1月1日における第8条第2項で規定する昇給の号俸数の適用については、次の表の第1欄に定める字句をそれぞれ同表の第2欄に掲げる字句に読み替える。

	第1欄	第2欄
第8条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるところによりこれに準ずるものとした職員の切替日における号俸については、その職員が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長は別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が

同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成18年施行附則第11項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（継続雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

6 この規程の施行の日から平成28年3月31日までの間は、改正後の給与規程第16条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第13条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 平成27年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の80（特定幹部職員にあつては100分の100）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」とし、平成18年施行附則第14項の適用については、同項中「100分の1.2（特定幹部職員にあつては、100分の1.5）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の1.125（特定幹部職員にあつては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）」と、「100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第13条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成28年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」とし、平成18年施行附則第14項については、同項中「100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分の1.65）」と、「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」とする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後給与規程第10条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨」

（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、第6項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における

当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与規程第10条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、第2項第2号」とあるのは「、第2項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後給与規程第10条第1項ただし書並びに同条第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職8級職員等」とあるのは「一般職8级以上職員等」と、「第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、

父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等」とあるのは「一般職8級以上職員等が一般職8級以上職員等」と、同項第6号中「一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等」とあるのは「一般職8級以上職員等」と、「が一般職8級職員等」とあるのは「が一般職8級以上職員等」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、改正後の第5条、第13条及び平成18年施行附則第14項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（平成29年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成29年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の90（特定幹部職員にあつては100分の110）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とする。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、任期付職員の就業等に関する規程別表第1若しくは別表第2に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において職員給与規程第8条第1項の規定により昇給した職員（以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要であると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

2 職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成18年4月1日制定）（以下この項において「育児介護規程」という。）第20条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、育児介護規程第2

0条の2に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額、当該号俸に応じた額に、職員の育児短時間勤務に関する細則（平成20年4月1日制定）第3条第1項各号に定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成18年4月1日制定）第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第13条の規定は、平成30年4月1日から適用し、改正後の第21条第2項及び第22条第2項の規定は、平成30年11月30日から適用する。

（平成30年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成30年6月及び12月に支給する期末手当に関する第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130（特定幹部職員にあっては100分の110）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の122.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」とする。

（平成30年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第3条 平成30年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（令和元年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和元年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する特例措置)

第2条 施行の日の前日において改正前の給与規程第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合は、当該相当する額を超えない範囲で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 第2条の規定による改正後の給与規程第14条各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の給与規程第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和2年6月及び12月に支給する期末手当に関する第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第21条第2項（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程第8条第4項の規定が適用される場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（この規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各

号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。
この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 継続雇用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 特定幹部職員以外の職員 127.5分の15

ロ 特定幹部職員 107.5分の15

二 継続雇用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

ロ 特定幹部職員 62.5分の10

3 前項に定める規定の実施に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

別表第1 一般職俸給表（第5条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	

3 5	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700	523, 800
3 6	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300	524, 300
3 7	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000
3 8	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600
3 9	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000	526, 400
4 0	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600	527, 000
4 1	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500
4 2	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600	
4 3	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000	
4 4	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300	
4 5	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600	
4 6	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000		
4 7	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400		
4 8	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100		
4 9	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600		
5 0	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000		
5 1	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400		
5 2	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800		
5 3	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200		
5 4	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600		
5 5	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000		
5 6	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300		
5 7	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600		
5 8	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000		
5 9	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300		
6 0	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600		
6 1	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900		
6 2	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100			
6 3	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400			
6 4	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700			
6 5	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000			
6 6	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300			
6 7	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600			
6 8	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900			
6 9	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100			
7 0	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400			
7 1	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700			
7 2	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000			
7 3	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200			
7 4	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500			

7 5	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800				
7 6	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000				
7 7	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200				
7 8	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500				
7 9	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800				
8 0	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000				
8 1	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200				
8 2	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500				
8 3	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800				
8 4	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000				
8 5	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200				
8 6	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300					
8 7	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600					
8 8	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800					
8 9	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000					
9 0	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300					
9 1	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600					
9 2	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800					
9 3	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000					
9 4		294, 900	342, 600							
9 5		295, 200	343, 100							
9 6		295, 600	343, 500							
9 7		295, 800	343, 700							
9 8		296, 100	344, 100							
9 9		296, 500	344, 500							
1 0 0		296, 900	344, 800							
1 0 1		297, 100	345, 100							
1 0 2		297, 400	345, 500							
1 0 3		297, 800	345, 900							
1 0 4		298, 100	346, 300							
1 0 5		298, 300	346, 800							
1 0 6		298, 600	347, 200							
1 0 7		299, 000	347, 600							
1 0 8		299, 300	348, 000							
1 0 9		299, 500	348, 500							
1 1 0		299, 900	348, 900							
1 1 1		300, 300	349, 200							
1 1 2		300, 600	349, 500							
1 1 3		300, 800	350, 000							
1 1 4		301, 000								

1 1 5	301, 300								
1 1 6	301, 700								
1 1 7	301, 900								
1 1 8	302, 100								
1 1 9	302, 400								
1 2 0	302, 700								
1 2 1	303, 100								
1 2 2	303, 300								
1 2 3	303, 600								
1 2 4	303, 900								
1 2 5	304, 200								

備考 1 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤職員には適用しない。

別表第2 研究職俸給表（第5条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800	523,300
2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700	526,400
3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300	529,500
4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100	532,600
5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200	535,700
6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900	538,100
7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600	540,500
8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300	542,900
9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800	545,300
10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400	547,000
11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100	548,900
12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900	550,800
13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500	552,500
14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200	553,800
15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000	555,000
16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700	556,000
17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200	557,100
18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800	557,800
19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300	558,400
20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900	559,000
21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400	559,700
22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000	
23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600	
24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100	
25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300	
26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600	
27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100	
28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600	
29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100	
30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600	
31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100	
32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600	
33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900	

3 4	204, 500	274, 000	350, 100	393, 300	473, 300	
3 5	206, 400	276, 100	351, 400	394, 900	475, 700	
3 6	208, 300	277, 900	352, 900	396, 700	478, 200	
3 7	209, 800	279, 800	354, 100	397, 900	480, 600	
3 8	211, 700	281, 100	355, 500	399, 400	483, 100	
3 9	213, 600	282, 300	356, 700	400, 800	485, 500	
4 0	215, 500	283, 800	358, 100	402, 200	488, 000	
4 1	217, 300	285, 200	358, 800	403, 600	490, 300	
4 2	219, 200	286, 000	359, 900	404, 900	492, 500	
4 3	221, 100	287, 000	361, 100	406, 400	494, 700	
4 4	223, 000	288, 000	362, 200	408, 000	496, 900	
4 5	224, 700	288, 700	363, 300	409, 400	498, 600	
4 6	226, 600	289, 800	364, 500	410, 600	500, 100	
4 7	228, 400	290, 900	365, 800	412, 200	501, 700	
4 8	230, 200	292, 000	366, 900	413, 800	503, 200	
4 9	231, 900	293, 300	368, 000	415, 100	504, 900	
5 0	233, 700	294, 500	369, 300	416, 500	506, 300	
5 1	235, 400	295, 500	370, 600	418, 000	507, 700	
5 2	237, 100	296, 400	371, 900	419, 400	509, 200	
5 3	238, 500	297, 600	372, 600	420, 800	510, 300	
5 4	240, 300	298, 600	373, 600	422, 200	511, 500	
5 5	241, 900	299, 800	374, 500	423, 600	512, 700	
5 6	243, 500	300, 700	375, 500	425, 000	513, 900	
5 7	244, 700	301, 500	376, 300	426, 100	514, 800	
5 8	245, 900	302, 600	377, 100	427, 400	515, 800	
5 9	246, 900	303, 800	377, 800	428, 800	516, 800	
6 0	247, 800	304, 900	378, 500	430, 100	517, 800	
6 1	248, 800	305, 800	379, 100	430, 900	518, 900	
6 2	249, 900	306, 900	379, 800	431, 800	519, 800	
6 3	250, 800	308, 000	380, 700	432, 800	520, 500	
6 4	251, 900	309, 100	381, 600	433, 700	521, 200	
6 5	253, 100	309, 900	382, 200	434, 600	522, 000	
6 6	254, 000	311, 000	383, 000	435, 400	522, 800	
6 7	255, 100	311, 900	383, 800	436, 000	523, 600	
6 8	256, 000	312, 900	384, 600	436, 800	524, 400	
6 9	256, 900	313, 900	385, 200	437, 200	525, 100	
7 0	258, 200	314, 900	385, 900	437, 800	525, 900	
7 1	259, 500	316, 000	386, 600	438, 300	526, 700	
7 2	260, 700	317, 100	387, 300	438, 800	527, 500	
7 3	262, 100	317, 600	388, 000	439, 300	528, 200	

7 4	263, 500	318, 600	388, 600			
7 5	264, 700	319, 700	389, 200			
7 6	265, 700	320, 800	389, 900			
7 7	266, 800	321, 900	390, 600			
7 8	267, 900	322, 900	391, 200			
7 9	269, 100	323, 800	391, 800			
8 0	270, 000	324, 700	392, 400			
8 1	271, 200	325, 800	393, 000			
8 2	272, 500	326, 600	393, 600			
8 3	273, 800	327, 300	394, 200			
8 4	275, 000	328, 100	394, 800			
8 5	276, 100	328, 600	395, 300			
8 6	277, 200	329, 100	395, 800			
8 7	278, 500	329, 600	396, 300			
8 8	279, 700	330, 100	397, 000			
8 9	280, 500	330, 400	397, 400			
9 0	281, 700	330, 900				
9 1	282, 700	331, 400				
9 2	283, 900	331, 900				
9 3	284, 800	332, 200				
9 4	285, 800	332, 600				
9 5	286, 800	333, 100				
9 6	287, 800	333, 600				
9 7	288, 100	334, 100				
9 8	289, 000	334, 600				
9 9	289, 700	335, 100				
1 0 0	290, 600	335, 600				
1 0 1	291, 500	336, 100				
1 0 2	292, 200	336, 600				
1 0 3	292, 900	337, 100				
1 0 4	293, 600	337, 600				
1 0 5	294, 300	338, 100				
1 0 6	294, 800	338, 500				
1 0 7	295, 300	339, 000				
1 0 8	295, 800	339, 400				
1 0 9	296, 000	339, 900				
1 1 0	296, 400	340, 300				
1 1 1	296, 700	340, 800				
1 1 2	297, 000	341, 200				
1 1 3	297, 300	341, 700				

1 1 4	297, 600	342, 100				
1 1 5	297, 900	342, 600				
1 1 6	298, 200	343, 000				
1 1 7	298, 500	343, 500				
1 1 8	298, 900	343, 900				
1 1 9	299, 200	344, 300				
1 2 0	299, 600	344, 700				
1 2 1	299, 900	345, 100				

備考 この表は、研究業務に従事する職員に適用する。

別表第3 医療・技術職俸給表(一) (第5条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600
2	152,400	190,000	225,200
3	153,800	191,600	226,800
4	155,200	193,200	228,400
5	156,400	194,700	229,800
6	158,200	196,200	231,400
7	159,900	197,800	232,900
8	161,500	199,300	234,500
9	163,100	200,900	235,600
10	164,800	202,600	237,100
11	166,400	204,200	238,500
12	168,200	205,900	239,700
13	169,700	207,300	241,300
14	171,600	208,900	242,700
15	173,600	210,500	243,900
16	175,500	212,100	245,300
17	177,400	213,500	246,100
18	179,200	215,100	247,300
19	181,000	216,800	248,500
20	182,900	218,500	249,600
21	184,700	219,800	251,000
22	186,200	221,300	251,900
23	187,700	222,700	252,900
24	189,200	224,200	254,000
25	190,800	225,600	255,200
26	192,100	227,000	256,400
27	193,600	228,300	257,800
28	195,000	229,600	259,300
29	196,500	230,900	260,700
30	197,700	232,300	262,300
31	199,000	233,800	263,900
32	200,300	235,200	265,400
33	201,700	236,200	266,800
34	203,100	237,500	268,500

3 5	204, 400	238, 500	270, 100
3 6	205, 800	239, 700	271, 700
3 7	206, 900	241, 000	273, 200
3 8	208, 200	242, 300	274, 700
3 9	209, 500	243, 400	276, 300
4 0	210, 800	244, 700	277, 700
4 1	211, 900	246, 000	279, 200
4 2	213, 100	247, 000	280, 800
4 3	214, 300	248, 200	282, 500
4 4	215, 500	249, 300	284, 200
4 5	216, 700	250, 400	285, 700
4 6	217, 800	251, 700	287, 400
4 7	218, 800	253, 000	289, 100
4 8	219, 900	254, 200	290, 700
4 9	220, 900	255, 800	291, 900
5 0	221, 900	257, 200	293, 500
5 1	222, 800	258, 400	294, 800
5 2	223, 800	259, 600	296, 400
5 3	224, 100	260, 700	297, 700
5 4	224, 900	262, 000	299, 200
5 5	225, 600	263, 300	300, 600
5 6	226, 400	264, 400	302, 100
5 7	227, 100	265, 200	303, 100
5 8	228, 000	266, 500	304, 300
5 9	228, 700	267, 800	305, 500
6 0	229, 400	269, 100	306, 900
6 1	230, 300	270, 000	308, 200
6 2	231, 000	271, 200	309, 400
6 3	231, 900	272, 500	310, 700
6 4	232, 900	273, 800	311, 900
6 5	233, 500	274, 600	313, 300
6 6	234, 200	275, 700	314, 100
6 7	234, 900	276, 600	314, 900
6 8	235, 600	277, 700	315, 700
6 9	236, 300	278, 700	316, 300
7 0	236, 900	279, 700	317, 000
7 1	237, 500	280, 800	317, 700
7 2	238, 000	281, 900	318, 300
7 3	238, 700	282, 500	319, 000
7 4	239, 400	283, 200	319, 200
7 5	240, 100	283, 700	319, 800

7 6	240, 600	284, 500	320, 400
7 7	241, 000	285, 300	321, 000
7 8	241, 600	285, 900	321, 500
7 9	242, 200	286, 500	322, 000
8 0	242, 800	287, 100	322, 500
8 1	243, 100	287, 800	323, 100
8 2	243, 500	288, 300	323, 600
8 3	243, 900	288, 700	324, 000
8 4	244, 200	289, 100	324, 500
8 5	244, 500	289, 300	325, 000
8 6		289, 500	325, 400
8 7		289, 700	325, 600
8 8		289, 900	326, 000
8 9		290, 300	326, 400
9 0		290, 500	326, 800
9 1		290, 700	327, 200
9 2		290, 900	327, 600
9 3		291, 300	327, 900
9 4		291, 500	328, 100
9 5		291, 700	328, 500
9 6		292, 000	328, 800
9 7		292, 400	329, 000
9 8		292, 700	329, 300
9 9		292, 900	329, 600
1 0 0		293, 200	329, 900
1 0 1		293, 500	330, 100
1 0 2		293, 700	330, 400
1 0 3		293, 900	330, 800
1 0 4		294, 200	331, 000
1 0 5		294, 500	331, 200
1 0 6			331, 400
1 0 7			331, 800
1 0 8			332, 000
1 0 9			332, 200
1 1 0			332, 600
1 1 1			333, 000
1 1 2			333, 400
1 1 3			333, 600

備考 この表は、心理療法士その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第4 医療・技術職俸給表(二) (第5条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200
2	166,700	194,500	242,000
3	168,200	196,600	243,800
4	169,600	198,600	245,600
5	171,000	200,700	247,000
6	172,500	203,000	248,300
7	174,000	205,300	249,400
8	175,500	207,500	250,700
9	176,700	209,800	251,700
10	178,400	211,200	252,700
11	180,000	212,600	253,600
12	181,500	213,800	254,500
13	182,900	215,200	255,700
14	184,900	216,600	256,800
15	186,900	218,100	257,600
16	188,900	219,300	258,600
17	191,000	220,700	259,100
18	193,100	222,200	260,000
19	195,200	223,700	261,000
20	197,300	225,200	261,800
21	199,300	226,300	262,700
22	201,500	228,000	263,600
23	203,700	229,700	264,500
24	205,900	231,400	265,500
25	207,800	232,700	266,700
26	209,100	234,400	267,600
27	210,300	236,100	268,800
28	211,600	237,800	270,000
29	212,800	239,400	271,200
30	213,900	240,800	272,600
31	215,200	242,100	274,100
32	216,400	243,200	275,400
33	217,700	244,400	277,000
34	219,000	245,500	278,400
35	220,300	246,400	279,600
36	221,600	247,500	280,800
37	222,700	248,400	282,400
38	224,100	249,500	283,600
39	225,400	250,400	285,000
40	226,800	251,500	286,200
41	227,700	251,900	287,500
42	229,100	252,800	289,000
43	230,500	253,700	290,500
44	231,900	254,400	292,100

4 5	233, 100	255, 200	293, 400
4 6	234, 500	256, 100	294, 800
4 7	235, 800	257, 000	296, 300
4 8	237, 100	258, 000	297, 800
4 9	238, 100	259, 000	298, 900
5 0	239, 200	260, 000	300, 200
5 1	240, 200	261, 200	301, 400
5 2	241, 300	262, 400	302, 800
5 3	242, 200	263, 500	304, 200
5 4	243, 300	264, 900	305, 500
5 5	244, 200	266, 200	306, 900
5 6	245, 200	267, 500	308, 300
5 7	245, 900	269, 000	309, 100
5 8	246, 900	270, 500	310, 300
5 9	247, 600	271, 900	311, 500
6 0	248, 400	273, 300	312, 900
6 1	249, 200	274, 700	314, 000
6 2	250, 200	276, 000	315, 300
6 3	251, 000	277, 400	316, 600
6 4	252, 000	278, 500	317, 800
6 5	252, 900	279, 900	319, 100
6 6	253, 700	281, 400	320, 400
6 7	254, 800	282, 900	321, 700
6 8	255, 700	284, 400	323, 000
6 9	256, 500	285, 500	323, 700
7 0	257, 500	287, 000	324, 800
7 1	258, 400	288, 500	325, 900
7 2	259, 400	289, 900	326, 800
7 3	260, 800	290, 900	328, 100
7 4	262, 100	292, 300	328, 800
7 5	263, 200	293, 500	329, 900
7 6	264, 300	294, 800	331, 100
7 7	265, 300	296, 200	332, 200
7 8	266, 300	297, 500	333, 400
7 9	267, 500	298, 700	334, 500
8 0	268, 500	300, 000	335, 700
8 1	269, 400	300, 500	336, 800
8 2	270, 400	301, 700	337, 900
8 3	271, 500	302, 800	338, 900
8 4	272, 600	304, 000	340, 000
8 5	273, 400	305, 100	340, 900
8 6	274, 300	306, 300	341, 900
8 7	275, 400	307, 500	342, 800
8 8	276, 500	308, 600	343, 800
8 9	277, 300	309, 900	344, 800
9 0	278, 200	311, 100	345, 600
9 1	279, 000	312, 300	346, 400
9 2	280, 000	313, 500	347, 200
9 3	280, 900	314, 300	347, 800
9 4	281, 900	315, 000	348, 400
9 5	282, 800	315, 700	349, 100
9 6	283, 800	316, 300	349, 700

9 7	284, 400	317, 000	350, 100
9 8	285, 200	317, 300	350, 500
9 9	285, 800	317, 900	351, 000
1 0 0	286, 700	318, 600	351, 400
1 0 1	287, 500	319, 000	351, 900
1 0 2	288, 300	319, 600	352, 300
1 0 3	289, 100	320, 200	352, 800
1 0 4	289, 900	320, 800	353, 200
1 0 5	290, 600	321, 200	353, 500
1 0 6	291, 100	321, 700	354, 000
1 0 7	291, 600	322, 200	354, 400
1 0 8	292, 100	322, 700	354, 700
1 0 9	292, 300	323, 100	355, 200
1 1 0	292, 600	323, 500	355, 700
1 1 1	292, 800	323, 800	356, 200
1 1 2	293, 200	324, 100	356, 700
1 1 3	293, 500	324, 500	357, 200
1 1 4	293, 700	324, 900	357, 700
1 1 5	294, 100	325, 300	358, 200
1 1 6	294, 400	325, 600	358, 600
1 1 7	294, 700	325, 800	359, 000
1 1 8	295, 000	326, 100	359, 400
1 1 9	295, 300	326, 500	359, 900
1 2 0	295, 700	326, 700	360, 400
1 2 1	296, 000	326, 900	360, 800
1 2 2	296, 400	327, 200	361, 300
1 2 3	296, 700	327, 500	361, 800
1 2 4	297, 100	327, 800	362, 300
1 2 5	297, 300	328, 000	362, 600
1 2 6	297, 500	328, 300	
1 2 7	297, 800	328, 700	
1 2 8	298, 200	328, 900	
1 2 9	298, 400	329, 100	
1 3 0	298, 700	329, 300	
1 3 1	299, 100	329, 700	
1 3 2	299, 500	329, 900	
1 3 3	299, 700	330, 200	
1 3 4	300, 000	330, 600	
1 3 5	300, 400	331, 000	
1 3 6	300, 700	331, 400	
1 3 7	300, 900	331, 700	

1 3 8	301, 200	332, 100	
1 3 9	301, 600	332, 500	
1 4 0	301, 900	332, 900	
1 4 1	302, 100	333, 200	
1 4 2	302, 500	333, 600	
1 4 3	302, 900	333, 900	
1 4 4	303, 200	334, 300	
1 4 5	303, 400	334, 600	
1 4 6	303, 600	335, 000	
1 4 7	303, 900	335, 400	
1 4 8	304, 300	335, 800	
1 4 9	304, 500	336, 100	
1 5 0	304, 700	336, 500	
1 5 1	305, 000	336, 900	
1 5 2	305, 300	337, 300	
1 5 3	305, 700	337, 600	
1 5 4	305, 900		
1 5 5	306, 100		
1 5 6	306, 400		
1 5 7	306, 700		
1 5 8	307, 000		
1 5 9	307, 300		
1 6 0	307, 600		
1 6 1	308, 000		
1 6 2	308, 300		
1 6 3	308, 600		
1 6 4	308, 900		
1 6 5	309, 300		
1 6 6	309, 600		
1 6 7	309, 900		
1 6 8	310, 200		
1 6 9	310, 600		

備考 この表は、看護師、准看護師に適用する。

別表第5（第11条第2項関係）
一般職俸給表

職 務 の 級	区 分	管理職手当の額
9 級	I 種	104,200円
8 級	I 種	94,000円
	II 種	82,200円
7 級	I 種	88,500円
	II 種	77,400円
	III 種	66,400円
6 級	II 種	72,700円
	III 種	62,300円
5 級	II 種	69,400円
	III 種	59,500円
4 級	III 種	55,500円
	IV 種	46,300円

※10級については別に定める。

研究職俸給表

職 務 の 級	区 分	管理職手当の額
5 級	I 種	103,400円
	II 種	90,500円
	III 種	77,600円
4 級	II 種	78,400円
	III 種	67,200円
3 級	III 種	60,900円

※6級については別に定める。

別表第 6（第 2 1 条第 2 項関係）

第 2 1 条第 2 項の「別表第 6 に定める職員」の加算率

①一般職俸給表適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級 8 級以上の職員	1 0 0 分の 2 0
職務の級 7 級及び 6 級の職員	1 0 0 分の 1 5
職務の級 5 級及び 4 級の職員	1 0 0 分の 1 0
職務の級 3 級の職員	1 0 0 分の 5

②研究職俸給表適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級 6 級の職員	1 0 0 分の 2 0
職務の級 5 級の職員	1 0 0 分の 1 5 (別に定める職員にあつては 1 0 0 分の 2 0)
職務の級 4 級及び 3 級の職員	1 0 0 分の 1 0
職務の級 2 級の職員（別に定める職員に限る）	1 0 0 分の 5

③医療・技術職俸給表（一）適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級 3 級及び 2 級の職員（別に定める職員に限る）	1 0 0 分の 5

④医療・技術職俸給表（二）適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級 3 級及び 2 級の職員（別に定める職員に限る）	1 0 0 分の 5

別表第 7（第 2 1 条第 2 項関係）

第 2 1 条第 2 項の「別表第 7 に定める職員」の加算率

①一般職俸給表適用職員

職員の区分		加算割合
第11条第 1 項第 1 号の職員	職務の級 7 級以上	1 0 0 分の 1 5
第11条第 1 項第 2 号の職員		1 0 0 分の 1 0

②研究職俸給表適用職員

職員の区分		加算割合
第11条第 1 項第 1 号の職員	職務の級 5 級以上	1 0 0 分の 1 5
第11条第 1 項第 2 号の職員		1 0 0 分の 1 0

別表第 8（第 2 1 条関係）

在職期間別支給割合

基準日現在の在職期間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

附則別表第 1

職務の級の切替表（附則第 3 項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
研究職俸給表	5級	5級
		6級

附則別表第2（附則第4項関係）

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸表(旧級が11級である職員を除く)

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2

7	6月以上 9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33

15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上 6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上 9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上 6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上 9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上 6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上 9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上 6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上 9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上 6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上 9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上 6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上 9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上 6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上 9月未満			87	66	91	79	75			

	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上 6月未満			90	67	94	82				
	6月以上 9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上 6月未満			94	70	98	86				
	6月以上 9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上 6月未満			98	73	102					
	6月以上 9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上 6月未満			102	75	106					
	6月以上 9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上 6月未満			106	78						
	6月以上 9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上 6月未満			110	82						
	6月以上 9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上 6月未満			114							
	6月以上 9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
	3月未満			117							

30	3月以上 6月未満			118							
	6月以上 9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上 6月未満			122							
	6月以上 9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上 6月未満			125							
	6月以上 9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸表（旧級が5級である職員を除く）

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上 6月未満			1	1
	6月以上 9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	2	1
	6月以上 9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上 6月未満	10	10	6	1
	6月以上 9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上 6月未満	14	14	10	2
	6月以上 9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上 6月未満	18	18	14	6
	6月以上 9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上 6月未満	22	22	18	10
	6月以上 9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12

	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上 6月未満	26	26	22	14
	6月以上 9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上 6月未満	30	30	26	18
	6月以上 9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上 6月未満	34	34	30	22
	6月以上 9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	33	25
	3月以上 6月未満	38	38	34	26
	6月以上 9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未満	41	41	37	29
	3月以上 6月未満	42	42	38	30
	6月以上 9月未満	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未満	45	45	41	33
	3月以上 6月未満	46	46	42	34
	6月以上 9月未満	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未満	49	49	45	37
	3月以上 6月未満	50	50	46	38
	6月以上 9月未満	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
	3月未満	53	53	49	41
	3月以上 6月未満	54	54	50	42

15	6月以上 9月未満	55	55	51	43
	9月以上12月未満	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未満	57	57	53	45
	3月以上 6月未満	58	58	54	46
	6月以上 9月未満	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未満	61	61	57	49
	3月以上 6月未満	62	62	58	50
	6月以上 9月未満	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未満	65	65	61	53
	3月以上 6月未満	66	66	62	54
	6月以上 9月未満	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未満	69	69	65	57
	3月以上 6月未満	70	70	66	58
	6月以上 9月未満	71	71	67	59
	9月以上12月未満	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未満	73	73	69	61
	3月以上 6月未満	74	74	70	62
	6月以上 9月未満	75	75	71	63
	9月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未満	77	77	73	65
	3月以上 6月未満	78	78	74	66
	6月以上 9月未満	79	79	75	67
	9月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未満	81	81	77	69
	3月以上 6月未満	82	82	78	70
	6月以上 9月未満	83	83	79	71
	9月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73

23	3月未満	85	85	81	73
	3月以上 6月未満	86	86	82	73
	6月以上 9月未満	87	87	83	73
	9月以上12月未満	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上 6月未満	90	90	86	
	6月以上 9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上 6月未満	94	94	89	
	6月以上 9月未満	95	95	89	
	9月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未満	97	97		
	3月以上 6月未満	98	98		
	6月以上 9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上 6月未満	102	102		
	6月以上 9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上 6月未満	106	106		
	6月以上 9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上 6月未満	110	110		
	6月以上 9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113			
	3月以上 6月未満	114			
	6月以上 9月未満	115			

	9月以上12月未滿	116			
	12月以上	117			
31	3月未滿	117			
	3月以上 6月未滿	118			
	6月以上 9月未滿	119			
	9月以上12月未滿	120			
	12月以上	121			
32	3月未滿	121			
	3月以上 6月未滿	121			
	6月以上 9月未滿	121			
	9月以上12月未滿	121			
	12月以上	121			

ハ 医療・技術職（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸表

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4

	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34

15	6月以上 9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上 6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上 9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上 6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上 9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上 6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上 9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上 6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上 9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上 6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上 9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上 6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上 9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上 6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上 9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			

23	3月未満	85	85	85	81	77			
	3月以上 6月未満	85	86	86	82	78			
	6月以上 9月未満	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未満		89	89	85				
	3月以上 6月未満		90	90	86				
	6月以上 9月未満		91	91	87				
	9月以上12月未満		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未満		93	93	89				
	3月以上 6月未満		94	94	90				
	6月以上 9月未満		95	95	91				
	9月以上12月未満		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未満		97	97	93				
	3月以上 6月未満		98	98	94				
	6月以上 9月未満		99	99	95				
	9月以上12月未満		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未満		101	101	97				
	3月以上 6月未満		102	102	98				
	6月以上 9月未満		103	103	99				
	9月以上12月未満		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未満		105	105					
	3月以上 6月未満		105	106					
	6月以上 9月未満		105	107					
	9月以上12月未満		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未満			109					
	3月以上 6月未満			110					
	6月以上 9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
30	3月未満			113					
	3月以上 6月未満			113					
	6月以上 9月未満			113					

	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

ニ 医療・技術職（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸表

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8

	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上 6月未満	54	54	54	50	46	42	38

15	6月以上 9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上 6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上 9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上 6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上 9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上 6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上 9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上 6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上 9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	57
	3月以上 6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上 9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上 6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上 9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上 6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上 9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	

23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上 6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上 9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上 6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上 9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上 6月未満	94	94	94	90			
	6月以上 9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上 6月未満	98	98	98	94			
	6月以上 9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上 6月未満	102	102	102	98			
	6月以上 9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上 6月未満	106	106	106	102			
	6月以上 9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上 6月未満	110	110	110				
	6月以上 9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上 6月未満	114	114	114				
	6月以上 9月未満	115	115	115				

	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上 6月未満	118	118	118				
	6月以上 9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上 6月未満	122	122					
	6月以上 9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上 6月未満	126	126					
	6月以上 9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上 6月未満	130	130					
	6月以上 9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上 6月未満	134	134					
	6月以上 9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上 6月未満	138	138					
	6月以上 9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上 6月未満	142	142					
	6月以上 9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
	3月未満	145	145					

38	3月以上 6月未満	146	146					
	6月以上 9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上 6月未満	150						
	6月以上 9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上 6月未満	154						
	6月以上 9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上 6月未満	158						
	6月以上 9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表第 3（附則第 4 項関係）

イ 旧級が一般職俸給表の 1 1 級である職員の新号俸表

旧号俸	旧 級 経過期間	9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	2	1
	6月以上 9月未満	3	1

	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上 6月未満	6	1
	6月以上 9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上 6月未満	10	1
	6月以上 9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上 6月未満	14	1
	6月以上 9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上 6月未満	18	1
	6月以上 9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上 6月未満	22	2
	6月以上 9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上 6月未満	26	6
	6月以上 9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上 6月未満	30	10
	6月以上 9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
	3月未満	33	13

15	3月以上 6月未満	34	13
	6月以上 9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

ロ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸表

旧号俸	旧 級 経過期間	5級	6級
1	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	1	1
	6月以上 9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上 6月未満	2	1
	6月以上 9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1

	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上 6月未満	6	1
	6月以上 9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上 6月未満	10	1
	6月以上 9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上 6月未満	14	1
	6月以上 9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上 6月未満	18	1
	6月以上 9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上 6月未満	22	1
	6月以上 9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未満	25	1
	3月以上 6月未満	26	1
	6月以上 9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上 6月未満	30	1
	6月以上 9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
	3月未満	33	1
	3月以上 6月未満	34	1

15	6月以上 9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上 6月未満	38	1
	6月以上 9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上 6月未満	42	1
	6月以上 9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上 6月未満	46	1
	6月以上 9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上 6月未満	50	1
	6月以上 9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未満	53	1
	3月以上 6月未満	54	2
	6月以上 9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未満	57	5
	3月以上 6月未満	58	6
	6月以上 9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未満	61	9
	3月以上 6月未満	62	9
	6月以上 9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11

23	3月未滿	65	11
	3月以上 6月未滿	66	11
	6月以上 9月未滿	67	12
	9月以上12月未滿	68	12
	12月以上	69	13